

資料 3

平成 23 年度高齢者虐待防止対策関係事業予算及び取り組み内容について

1. 事業目標

各区健康福祉課を中心として地域包括支援センター、地域保健福祉センター（または健康福祉課地域保健福祉担当）等の相談体制の充実と地域の関係者の理解を深めていくことで、虐待の防止と養護者への支援をすすめる。

2. 予算内訳 5,228 千円

(1) 連絡協議会 180 千円

継続して開催し、関係者との連携・協力体制を検討しその構築に資する。

(2) 相談員専任職員（社会福祉士）配置 1 名 2,396 千円

専門的視点での相談助言と事例からの課題整理をすすめる。

(3) 緊急保護施設 1 床 1,080 千円

高齢者虐待防止のための緊急一時保護施設を確保する。

(4) 老人福祉法によるやむを得ない事由による措置費 628 千円

特養・ショートステイ・グループホームへの措置

(5) パンフレット・マニュアル作成等 271 千円

- ・一般市民への啓発活動をすすめる。
- ・在宅高齢者虐待防止マニュアルの見直しの実施（平成 23 年度以降継続）

検討会内容

- ・マニュアル P 4 支援フローチャートの各支援段階における対応について
- ・記録様式（様式 1～5）について

検討会メンバー

区健康福祉課高齢介護係・地域保健福祉センター・地域包括支援センター

(6) 虐待対応のための体制整備・ネットワーク構築への取り組み推進

- ・各地域包括支援センターによるケア会議・各区による高齢者ケア会議
- ・認知症サポーター養成講座の開催継続
- ・高齢者虐待対応専門職チームの活用

(7) 虐待を発生させないための関係職員の研修の充実 673 千円

高齢者虐待防止及び支援の中心となる関係職員に対して研修を実施し、虐待対応にあたるうえでの専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図る。

対象：区健康福祉課担当者、地域包括支援センター、地域保健福祉センター職員

内容：研修会の開催

- ・高齢者虐待事例の援助課程の中で生じる課題を掘り下げ、対人援助の倫理、価値、援助方法、知識を学ぶ。
- ・事例検討を通じて、的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支える支援の実践方法を学ぶ。